

2019
03
March



CLIENT

No.330



弊法人からのご連絡事項①

- ・『確定申告のお知らせ』の発送予定

Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

- ・確定申告に関するご質問

P1・2

医療トピックス

- ・歯冠修復及び欠損補綴に関連する技術の新規保険導入と既存技術の見直し

労務トピックス

- ・働き方改革～ホワイト企業への関心高まる～

P5・6

P3

明日へのヒント

- ・持分の定めのない医療法人へ移行しない場合のリスク

やさしい相続・事業承継

- ・生命保険見直しに適した時期?!
～11年ぶりに標準生命表が改定～

P7

P4



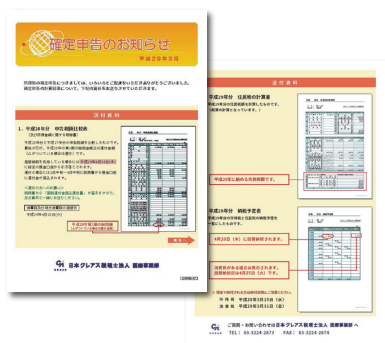
『確定申告のお知らせ』の発送予定

平成30年分確定申告は決定通知書が届いた医院から順次、電子申告にて申告書を提出しております。毎年、確定申告が終わりましたら、決定した税額のお知らせとして『確定申告のお知らせ』をお送りしております。今回も下記書類①～④の発送を予定しております。

『確定申告のお知らせ』について

平成30年分確定申告で決定した納税額のお知らせとして、『確定申告のお知らせ』を3月15日(金)に発送予定です。お手元に届きましたら、ご確認をお願いいたします。

内容についてご不明な点がございましたら、お早めに担当者までご連絡ください。



① 『確定申告のお知らせ』

納税額等のお知らせとしてお送りする各表(次の②③④)の解説を記載しております。

各税金の納付日、その他注意すべき点等が明記されておりますので、お手元に届きましたらご覧ください。

② 平成30年分 申告税額比較表

今回申告した平成30年分と前年(平成29年分)の所得税額を比較したものです。最後の行が第3期分、平成31年4月22日(月)の納付金額又は還付金額*です。

※数字の前に△が付いている場合は還付金額となります。

例) △280,000 → 280,000円の還付です。

ふるさと納税をした場合

【寄附金控除】の欄に控除金額が記載されます。

③ 平成31年分 住民税の計算書

平成31年分の住民税額を計算したものです。

市区町村により計算方法が若干異なる場合があるため、概算での計算となっております。ご了承ください。

ふるさと納税をした場合

【寄附金税額控除】の欄に控除金額が記載されます。

平成31年分 納税予定表

税目	金額	備考
所得税	△	
住民税	△	
事業税	△	
消費税	△	
固定資産税	△	
雑損控除	△	
扶養控除	△	
基礎控除	△	
合計	△	

④ 平成31年分 納税予定表

平成31年中に納めるべき所得税、住民税、事業税、消費税について納付金額又は還付金額※の予定を一覧にしたものです。

該当しない税目については表示されません。また、固定資産税については考慮外となっております。

今年の納税予定を確認することで、納税資金を計画的に準備するようにしましょう。

※金額の前に△が付いている場合は還付金額です。

確定申告に関するご質問

Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

平成30年分確定申告で弊法人へいただいた質問をご紹介します。

Question 1

扶養していた母親が平成30年6月に逝去しました。平成30年確定申告の扶養控除の対象になりますか。

Answer 1

扶養控除の対象になるかの判断は、「その年の12月31日の現況を基とする」のが原則です。ただし、その年の途中で亡くなった人については、その年の扶養控除に入れてもよいことになっています。今回の場合、平成30年の確定申告では扶養控除の対象となり、平成31年は控除対象外となります。

Question 1

自宅のシロアリ駆除費用は雑損控除として確定申告できますか。

Answer 1

自宅がシロアリ被害にあい、シロアリ駆除とシロアリ被害による住宅修繕を行った場合は雑損控除の対象となる可能性があります。駆除業者等から受領した領収書、作業の明細書等を弊法人までお送りください。ただし、下記については対象外となりますので注意が必要です。

- 1 保険金等で補填された金額については控除対象外である。
- 2 シロアリ予防のために支出した金額については控除対象外である。

ご不明な点は担当へお問い合わせください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

■ ホワイト企業への関心高まる

ホワイト企業とされる企業の特徴として、種々の要素が挙げられますが、ワーク・ライフ・バランスの充実のほか、ダイバーシティ推進などの面で優れた会社を指しています

今回は関連法案の中からワーク・ライフ・バランスの分野として「同一労働同一賃金」について検討する際のポイントを確認してみましょう。

■ 働き方改革関連法案の中に掲げられた「同一労働同一賃金」

大阪医科大学（大阪府高槻市）の正職員とアルバイト職員の待遇格差の是非が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高等裁判所は2月15日、賞与をアルバイトに全く支給しないのは不合理で、労働契約法に違反すると判断しました。原告女性が求めた賃金差額など約1,270万円のうち、大学の運営法人に約110万円の賠償が命じられています。

正社員と非正規雇用者の賃金格差を巡る同種訴訟では、最高裁判所が昨年6月、格差の合理性は手当や賞与など賃金項目ごとに「個別に考慮すべきだ」と初の判断の枠組みを示しました（ハマキョウレックス事件）。原告弁護団によると、最高裁判決以降、賞与で不合理な格差を認めた判決は初めてとのこと。

■ 裁判の概要

女性は50歳代で、控訴審判決によると、2013年、時給制のアルバイトで研究室の秘書として採用され、平日5日間、1日7時間程度の勤務形態で、2016年まで勤務。賞与は支給されていませんでした。2018年1月の1審・大阪地方裁判所判決は賞与に関し、「長期雇用を想定して支給している」として請求を棄却し、女性が控訴していました。

今回の高裁判決では、一般的な賞与の性質について「労務の対価や功労報償、生活費の補助など多様な性質がある」とした上で、大阪医科大学の賞与の場合、年齢や成績、業績と連動しておらず、「就労していること自体に対する対価」と指摘。月給制の有期契約の職員には、正職員の8割が支給されていることも踏まえ、アルバイトにも6割の支給が妥当とし、女性については2年分で約70万円の支払いを命じました。さらに、アルバイトが夏期休暇を取得できず、病気による欠勤中に給与が支払われない点も不合理と認定。一方、基本給の格差については、正社員と比べて能力に差があることを理由に女性の請求が退けられています。

■ 「同一労働同一賃金」を検討する際のポイント

医院でも、同じ業務でも雇用形態の違いから賃金や賞与が異なるスタッフがいらっしゃるかと思います。近年では人手不足を背景とした人材確保のために同一労働同一賃金を導入する法人も増えてきていますが、慌てて対処するのではなく、まずは就業規則と賃金制度の趣旨を確認しておくことが重要です。続いて個別の労働条件通知書（労働契約書）についても合理性に欠けていないか確認しましょう。

正社員と非正規雇用者間の「均等・均衡」処遇をどのように捉え、賃金制度自体をどのように見直すべきなのか、確認後にご不安がございましたら、是非ご相談ください。

お問い合わせはお気軽に

日本クレアス社会保険労務士法人

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3241 ✉ info@ca-sr.com

医業経営の安定と将来的な承継を考えたとき、「企業防衛」と「退職慰労金準備」の2つの観点が必要に重要です。それには、生命保険の有効活用が大きな鍵となります。その生命保険に関して、昨年4月に大きな動きがありました。

生命保険会社が積み立てる責任準備金の計算に用いる「標準生命表」の改定です。今回の改定では、40歳男性の死亡率は、「1000人に1.48人→1.18人」となるなど、長寿化を反映した結果となりました。

■「生命保険」は値下げの傾向にある?

今回11年ぶりの「標準生命表」改定により、「生命保険」は値下げの傾向にあるようです。特に、掛け捨ての死亡保障である定期保険（保健機関が一定の死亡保険）や収入保障保険（死亡時には満期まで毎月定額が支払われる死亡保険）では、今保険を見直すと、保険料が累計で数十万円も得をする可能性があるようです。

契約者別にどのような影響があるのか、ポイントを絞って見てみましょう。

■ 契約者・保険料負担者＝個人の場合

個人医院の場合、院長に万一の事態が発生したときや現役を引退するときには、院長個人としての備えだけが頼りとなります。高額な医療費や、急な入院に伴う収入減少などの生前リスクに備えて医療保険をご検討されてはいかがでしょうか。

医療保険やがん保険など「第三分野」と呼ばれる商品では、長寿化に伴って医療機関にかかる可能性が高まり、保険金や給付金の支払いが増えるため、理論上値上げとなります。

各社の主戦場となる医療保険、がん保険ともに値上げには慎重のようですが、生保業界でもデジタル化の波が激しくなっています。個人のDNAを解析した予防医療分野も著しい進歩を迎えるなど、さらなる長寿化を控えての値上げはまだこれからといった様相です。

■ 契約者・保険料負担者＝医療法人の場合

医療法人の企業防衛としては、理事長に万一のことがあった場合のリスク対策として、借入金返済資金をはじめ、運転資金と固定費、納税準備資金など各種財源を確保する必要があります。

個人医院では経費処理とはならないものの、医療法人の場合は損金算入できる支出項目がいくつかあり、その1つが、医療法人を契約者とし理事長・理事を被保険者として加入する定期保険です。生命保険商品によっては、「企業防衛資金」と「退職慰労金準備」を同時に確保することもできます。税負担軽減効果を考慮した場合、保険料の実質負担はより小さいものとなるため、リスク対策としてコストを圧縮することが可能となります。

しかしながら、税負担軽減ニーズを上回るほど加熱した販売に金融庁・国税局が規制を強化したため、生保大手4社が販売停止に踏み切ったニュースはご記憶に新しいことでしょうか。対応が未定の生命保険会社もあり、3月末までに決算対策で生命保険加入をご検討される場合もあるかと思いますが、節税目的で慌てて加入することは大変危険です。税務署から損金算入を否認された場合には、節税どころか重課税となるリスクをはらんでいます。

重要なことは、医業経営として現時点で必要な「企業防衛資金」の額を把握するとともに、税負担を軽減しながら「退職慰労金準備」を行う具体的な方法を知ることです。まずは、具体的な取組みの第一歩として、必要額（標準保障額）の算定を是非弊社ファイナンシャル・プランナー（FP）までご相談ください。

弊社は『生命保険診断サービス』を無料で行っており、FP（ファイナンシャル・プランナー）がお伺いして、最適なお提案を行います。本サービスは顧問先サービスとして行いますのでお気軽にお声かけください

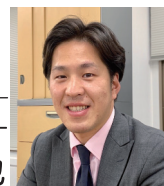
保険・相続についてのお問い合わせはお気軽に
(株)日本クreas財産サポート

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3263 / 03-3593-3363

✉ info@j-creas.com

ファイナンシャル・プランナー

大鐘 幹也



超高齢化社会を迎え、硬質材料の義歯床では咀嚼時の疼痛が回避できない症例が増加してきました。そこで軟質材料で一定の厚みを確保した義歯が適切とみられています。

平成30年度診療報酬改定では、歯冠修復及び欠損補綴について、実態にあわせた見直しや新規医療技術の導入が進められます（医療技術評価分科会、新規医療材料の保険適用、先進医療会議からの導入等）。

■ 有床義歯内面適合法の見直し

軟質材料を用いる場合について、①特定保険医療材料の新規保険適用に伴う技術料の見直し、②義歯を預かった当日又は翌日に床裏装を行った場合の評価の新設等を行うこととなりました。

改正前		改正後	
【有床義歯内面適合法】		【有床義歯内面適合法】	
1. 硬質材料を用いる場合		硬質材料を用いる場合	
イ 局部義歯(1床につき)		イ 局部義歯(1床につき)	
(1) 1歯から4歯まで	210点	(1) 1歯から4歯まで	216点
(2) 5歯から8歯まで	260点	(2) 5歯から8歯まで	268点
(3) 9歯から11歯まで	360点	(3) 9歯から11歯まで	370点
(4) 12歯から14歯まで	560点	(4) 12歯から14歯まで	572点
ロ 総義歯(1顎につき)	770点	ロ 総義歯(1顎につき)	790点
2. 軟質材料を用いる場合(1顎につき)		2 軟質材料を用いる場合(1顎につき)	
	1,400点		1,200点

[算定要件（抜粋）]

※1 「硬質材料を用いる場合」については、保険医療材料料は、所定点数に踏まれます。

※2 「軟質材料を用いる場合」については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かった当日に間接法により有床義歯内面適合法を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1顎につき50点を所定点数に加算することとなります。

※3 「軟質材料を用いる場合」については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かって、間接法により有床義歯内面適合法を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1顎につき30点を所定点数に加算します。



(参考) 技術の特定保険医療材料について

・義歯床用軟質裏装材（1顎につき）

(1) シリコン系 300点

(2) アクリル系 ①粉末 ②液 98点

■ 口腔機能の回復等に関連する技術の見直し①

歯冠修復及び欠損補綴について、実態にあわせた評価となるよう、見直しが行われます。

改正前	➔	改正後	
【硬質レジンジャケット冠(1歯につき)】		【非金属歯冠修復(1歯につき)】	
		(新) 1 レジンインレーイ	
		イ 単純なもの	104点
		ロ 複雑なもの	156点
		2 硬質レジンジャケット冠	768点
		改正後	
改正前	➔	改正後	
【ポンティック(1歯につき)】		【ポンティック(1歯につき)】	
注1 レジン前装金属ポンティックは、746点を所定点数に加算する。		注 レジン前装金属ポンティックを算定した場合は、部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
		イ 前歯部の場合	746点
		(新) ロ 小臼歯部の場合	200点
		(新) ハ 大臼歯部の場合	50点
2 金属裏装ポンティックは、320点を所定点数に加算する。		2 軟質材料を用いる場合(1顎につき)	1,200点
改正前	➔	改正後	
【フック、スパー(1歯につき)】		【間接支台装置(1歯につき)】	

◇歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しが行われます。以下は、抜粋で掲載しています。

区分		現行	改定後
有床義歯 1 局部義歯	イ 1歯から4歯まで	576点	584点
	ロ 5歯から8歯まで	708点	718点
	ハ 9歯から11歯まで	940点	954点
	ニ 12歯から14歯まで	1,364点	1,382点
2 総義歯(1顎につき)		2,132点	2,162点
熱可塑性有床義歯 1 局部義歯	イ 1歯から4歯まで	662点	652点
	ロ 5歯から8歯まで	890点	878点
	ハ 9歯から11歯まで	1,108点	1,094点
	ニ 12歯から14歯まで	1,732点	1,712点
	2 総義歯(1顎につき)	2,752点	2,722点
鑄造鉤	1 双子鉤	240点	246点
	2 二腕鉤	222点	228点
線鉤	1 双子鉤	206点	212点
	2 二腕鉤(レストつき)	146点	152点
	3 レストのないもの	126点	132点

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

Question

平成18年の医療法改正で非営利性の徹底のため、「持分あり医療法人」の新設はできなくなり、「持分なし医療法人」のみが新設できるかと思いますが、事業承継対策として持分の定めのない医療法人へ移行しない場合には、どのようなリスクがありますか？

Answer

医療法人が利益を蓄える程、出資者の持分に対する評価額は増加します。出資者が死亡した場合には、その持分に対して相続税が課税される為、多額の相続税が発生する可能性があります。その納税資金を確保する為に、相続人から払い戻しを請求される可能性があり、医療法人が資金調達に苦慮することが考えられます。

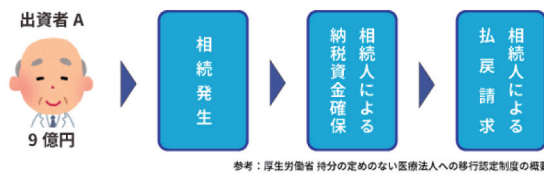
◆持分の定めのある医療法人

○特徴○

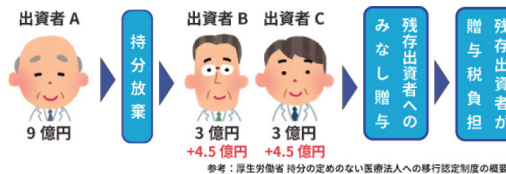
- ・法人資産は、出資比率に応じて分配される。
- ・出資者は払い戻し請求権を有しおり、出資持分は相続財産となる。

◆懸念される事項

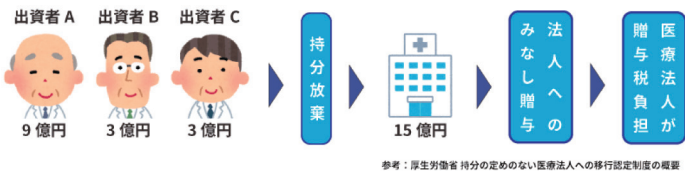
① 出資者Aが死亡し、相続が開始した場合
→ 相続人から払戻請求権を行使される可能性がある



② 出資者Aが持分を放棄した場合
→ 残存出資者に贈与税課税のリスクが発生する



③ すべての出資者が持分を放棄した場合
→ 医療法人に贈与があったとみなされ、医療法人に贈与税が課税される



医業継続へ支障をきたすおそれがある。
そもそも払い戻し請求権があることが、医療の非営利性の確保に抵触する。

持分なし医療法人への移行計画の認定制度および税制措置が設けられている。

◆まとめ◆

相続人が持分あり医療法人の出資持分を相続、または遺贈により取得した場合、もしくは、出資者が持分を放棄したことにより、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合において、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税及び贈与税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

さらに移行計画に基づいて、「持分なし医療法人」へ移行した場合には、医療法人に対して課税される贈与税については非課税になります。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 330号

■発行日：2019年3月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング